

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 6 月 30 日

福島県知事 殿



提出者

住 所 福島県福島市瀬上町字西北川原55番地の1

氏 名 広成建設株式会社

代表取締役 小形 慎一郎

電話番号 024-553-9351

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

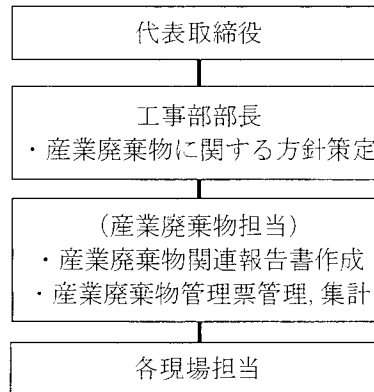
事業場の名称	広成建設株式会社
事業場の所在地	県内工事現場（中核市を除く）
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合工事業
② 事業の規模	完成工事高 980,558,000円（令和6年度実績）
③ 従業員数	43人（令和7年6月実績）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	各工事現場 （産業廃棄物） → 産業廃棄物処理業者 へ搬入・処理委託

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（コンクリート、アスファルト、その他がれき）	その他（木くず、廃プラスチック、ガラス等）
	排出量	3006.15 t	258.12 t
	（これまでに実施した取組） 工法改善、技術開発による産業廃棄物発生量の抑制検討。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（コンクリート、アスファルト、その他がれき）	その他（木くず、廃プラスチック、ガラス等）
	排出量	2000 t	100 t
	（今後実施する予定の取組） 上記取組みに加え、同業他社の情報を入手し更なる抑制を検討する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 分別後の廃棄物を排出する際、混合しないように収集運搬業者への指示徹底。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 上記取組みに加え、同業他社の情報を入手し更なる分別方法の改善を検討する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（コンクリート、アスファルト、その他がれき）	その他（木くず、廃プラスチック、ガラス等）
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（コンクリート、アスファルト、その他がれき）	その他（木くず、廃プラスチック、ガラス等）
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（コンクリート、アスファルト、その他がれき）	その他（木くず、廃プラスチック、ガラス等）
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（コンクリート、アスファルト、その他がれき）	その他（木くず、廃プラスチック、ガラス等）
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（コンクリート、アスファルト、その他がれき）	その他（木くず、廃プラスチック、ガラス等）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（コンクリート、アスファルト、その他がれき）	その他（木くず、廃プラスチック、ガラス等）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（コンクリート、アスファルト、その他がれき）	その他（木くず、廃プラスチック、ガラス等）
	全処理委託量	3006.15 t	258.12 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	2.39 t
	再生利用業者への処理委託量	3006.15 t	243.42 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物の処理委託は、①再使用、②再生利用、③熱回収、④適性処分の優先順位に従い、処理方法の決定及び業者選定を行う。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（コンクリート、アスファルト、その他がれき）	その他（木くず、廃プラスチック、ガラス等）
	全処理委託量	2000 t	100 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	2000 t	100 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) これまでの取組みを継続徹底する。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。